

【資料 8】三重県人権施策基本方針（第二次改定）（抜粋）

2015 年（平成 27 年）12 月

第 1 章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることが、世界人権宣言でも明記されています。

国連では、1948（昭和 23）年に世界人権宣言が採択されてから、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約など、多くの人権に関する条約が採択されるとともに、各種宣言や国際年などによる、人権の尊重に向けた国際的な取組が行われました。しかし、世界各地の紛争や内戦などにより、人権や命を脅かす問題も起こっています。

このような中で、1993（平成 5）年には、ウィーンでの世界人権会議において、人権教育の重要性が確認されました。

（中略）

このような国際的な流れの中で、わが国は、2000（平成 12）年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、これに基づき、2002（平成 14）年に、「人権教育・啓発に関する基本計画」（2011（平成 23）年一部変更）が策定されました。そこでは、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等が、取り組むべき人権課題として取り上げられています。

本県では、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとした、1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」やその後の特別措置法を受け、同和問題の解決に向けた取組を市町村や関係団体などと連携しながら行ってきました。

（中略）

1997（平成 9）年には、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、人権に関する重要施策などについて審議する「三重県人権施策審議会（以下「審議会」という）」を設置しました。1999（平成 11）年、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、総合的に人権施策を推進するため、審議会の意見をもとに、「三重県人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という）及び『「人権教育のための国連 10 年」三重県行動計画〔計画期間：1999（平成 11）年度～2004（平成 16）年度〕』を策定しました。

（中略）

この「基本方針」は、策定後 8 年間の取組の成果と課題をふまえ、2006（平成 18）年 3 月に改定しました（以下、「第一次改定」という）。この「第一次改定」では、「人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、県民、事業者、行政などが一体となって、あらゆる努力を行うことにより、人権文化が定着した社会を築くことを基本理念に据えました。

（中略）

2012（平成 24）年、県は「みえ県民力ビジョン」を策定し、『「幸福実感日本一」の三重』を、行政と県民の皆さんと一緒に『協創』によって創り上げるとしました。

「幸福を実感」するためには、「自らと家族や仲間の、命と暮らしの安全の確保に最善を尽くした上で、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの夢や希望に向かって挑戦を続け（失敗をすれば再挑戦をし）、自分の住む地域やふるさとに誇りを持ち、社会に貢献し人の役に立つ喜びを感じ、いきいきと働き、生活の豊かさを実感する」社会であることが必要です。

今回の改定（「第二次改定」）では、このような社会を、「人権が尊重される社会」の具体像と位置づけました。そして、その実現のために、「第一次改定」の理念を継承しつつ、これまでの取組を検証するとともに、2012（平成 24）年度に行った「人権問題に関する三重県民意識調査」などの結果をふまえ、残された課題への対応や今日的な課題を加えるなどの見直しを行いました。

(第二次改定の考え方)

(略)

2 めざす社会

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現をめざします。

3 基本理念

「人権が尊重される三重をつくる条例」は、前文において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない」として、世界人権宣言及び日本国憲法の理念を掲げ、その理念のもとに、「不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」としています。

本基本方針では、めざす社会の実現に向け、次のことを基本理念として、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPOなどの団体、行政などが一体となって取組を進めていきます。

(1) 公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現

私たちは、県民一人ひとりが尊重され、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの意思に基づいて、いきいきと活動できるような社会の実現に取り組んでいきます。その際、性別、年齢、障がいの有無、社会的身分や門地などによる差別を生じさせない公平で公正な社会の形成を進めるとともに、社会的な支援を必要とする障がい者や高齢者などが、地域社会の中で自立した生活ができるような環境づくりを進めます。

(2) さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現

私たちは、全ての人びとが個人として尊重される社会をつくるため、それぞれの人格や個性を認め、互いの「存在」を尊重するという人権意識を定着させていきます。その際、社会において重視される多様性を認め合うという視点から、男女共同参画意識の普及促進、国籍や民族が異なる人びとを理解し、お互いの個性を尊重し合う多文化共生社会の形成を進めます。また、性的少数者やアイヌ民族などのマイノリティの人びとの人権問題、さらには、世界で起きている飢餓や紛争、環境問題、民族差別などのさまざまな人権問題についても関心を高め、理解が深まるよう取り組んでいきます。

第2章 人権施策の推進

「人権が尊重される三重をつくる条例」では、めざす社会の実現に向け、人権施策を積極的に推進するなどの県の責務を定めるほか、人権が尊重される社会をつくるために、県民、事業者（企業）、市町が、主体的に取り組むべきであることを規定しています。

人権が尊重される社会をつくるためには、県のあらゆる事業・業務において、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。この基本方針は、そのための基本姿勢を示すとともに、県における人権施策を目的に応じた次の4つの施策分野に体系づけ、推進していくことを明らかにするものです。

- 「人権が尊重されるまちづくり」のための施策
- 「人権意識の高揚」のための施策
- 「人権擁護と救済」のための施策
- 「人権課題」のための施策

なお、人権施策を進める上では、

- ① 差別を受ける当事者の意見や思いを聴き、当事者の立場に立って考える(当事者への理解)
- ② さまざまな主体が得意な面を持ち寄り協力しあう(パートナーシップ)

③ 行政は、施策の推進に参画する主体と当事者の主体性や持っている力を生かしながら、適切な支援を行う（適切な公的支援）という3つの視点から進めることが重要です。

【施策体系図】

